

支援期間を延長します

募集期間

令和6年6月3日(月) ~ 7月31日(水)

## 特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費補助金（事業者向け）

特別高圧を受電する県内中小企業の電気料金の一部を助成します

### 1. 補助対象者

1. 県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者<sup>※1</sup>等<sup>※2</sup>（みなし大企業<sup>※3</sup>を除く）
2. 県内の商業施設で特別高圧電力を契約している施設運営者

※1 中小企業者とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者を指します。

【中小企業要件】

| 業種                              | 下記のいずれかを満たすこと |            |
|---------------------------------|---------------|------------|
|                                 | 資本金の額又は出資の総額  | 常時使用する従業員数 |
| 製造業・建設業・運輸業<br>その他（下記に掲げる業種を除く） | 3億円以下         | 300人以下     |
| 卸売業                             | 1億円以下         | 100人以下     |
| サービス業                           | 5,000万円以下     | 100人以下     |
| 小売業                             | 5,000万円以下     | 50人以下      |
| ゴム製品製造業                         | 3億円以下         | 900人以下     |
| ソフトウェア業・情報処理サービス業               | 3億円以下         | 300人以下     |
| 旅館業                             | 5,000万円以下     | 200人以下     |

※2 中小企業と同等の規模で事業を営む法人等も補助対象です。（例：医療法人 等）

※3 次のいずれかに該当する中小企業者は、補助対象外です。

【みなし大企業要件】

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有する
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を複数の大企業が所有する
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める

### 2. 補助額

令和5年10月分～令和6年5月分の特別高圧の電気使用量<sup>※4</sup>に1.8円/kWh<sup>※5</sup>を乗じた額

※4 補助対象者2（商業施設）の対象となる電気使用量は、商業施設にテナントとして入居する中小企業者<sup>※1</sup>等<sup>※2</sup>（みなし大企業<sup>※3</sup>を除く）が使用した分に限りま

※5 令和6年5月分のみ、補助単価は0.9円/kWhとなります。

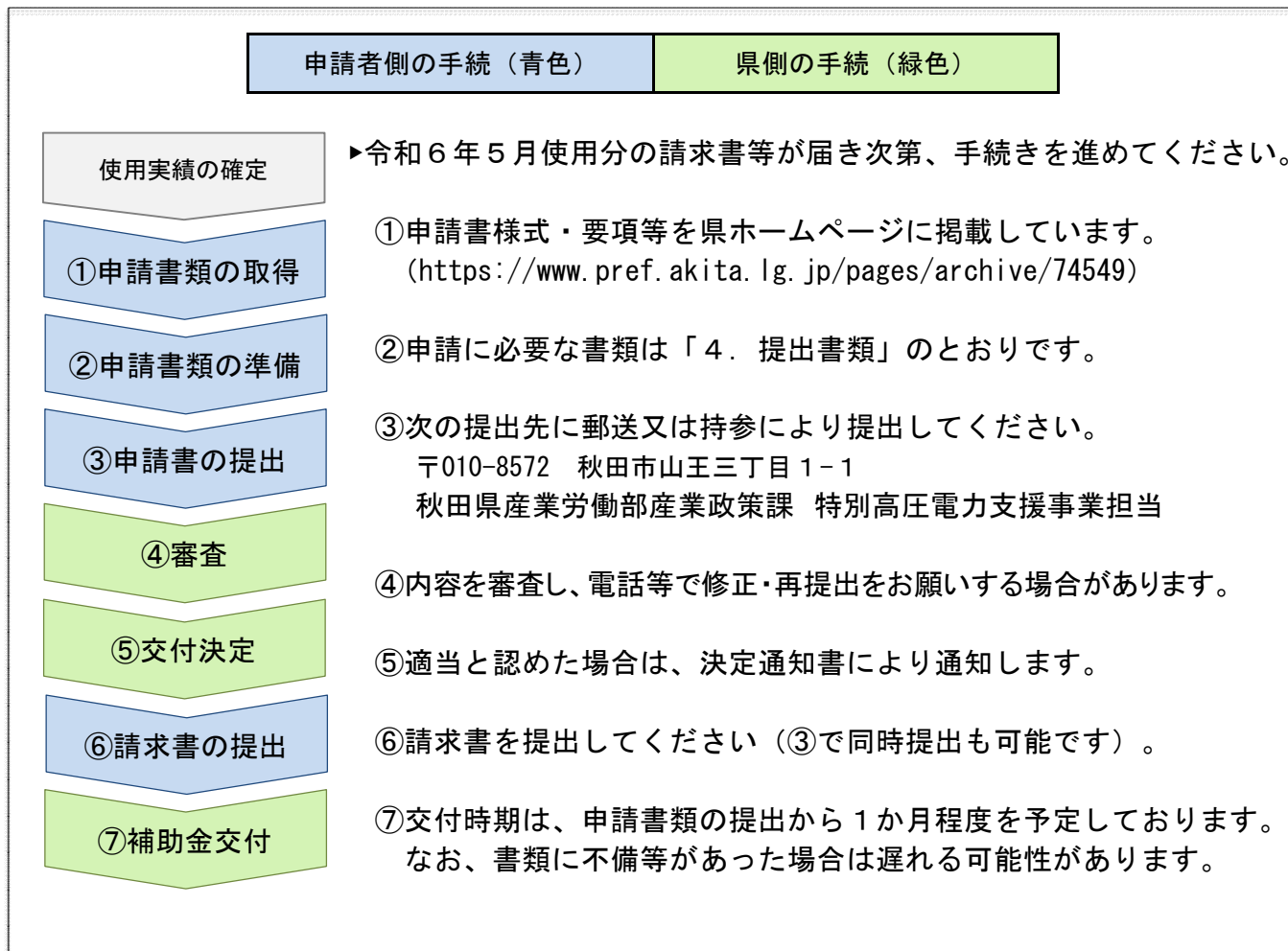
### ■問い合わせ先

秋田県産業労働部産業政策課 電話番号：018-860-2215

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く）

申請方法は裏面をご確認ください

### 3. 申請から補助金交付までの流れ



### 4. 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 申請者概要書（様式第2号） ※
- ウ 誓約書（様式第3号） ※
- エ 債権者登録票（様式第4号）※
- オ 振込先口座番号等が分かる通帳の写し ※
- カ 履歴事項全部証明書の写し（個人は住民票） ※
- キ 電気使用量集計表（様式第5号）
- ク 電気使用量が確認できる書類（電気料金の請求書等）
- ケ 特別高圧契約が確認できる書類（請求書、小売電気事業者との契約書等） ※
- コ 請求書（様式第9号）

事業の詳細については…

要綱・申請書様式等を県HPに掲載しています。  
 美の国あきたネット  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74549>



秋田県中小企業応援キャラクター  
「がんばっけさん」

※印の書類は、提出済みの書類と内容に変更がない場合、提出を省略することができます。